

枚方市地域LED防犯灯新設等補助金交付要綱

令和 7 年 10 月 31 日制定

枚方市要綱 第 41 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づいて交付する地域LED防犯灯新設等補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 補助金の交付の目的は、防犯灯を設置する団体に対して交付することにより、地域による自主的な防犯活動の活性化及び地域の防犯意識の向上を図り、もって市民が安心して暮らせる安全なまちづくりの推進に寄与することとする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯灯 犯罪の防止及び通行の安全のために設置し、管理するLED灯、蛍光灯、白熱灯及び水銀灯の照明であって電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に掲げる電気事業者と公衆街路灯契約（当該照明を使用するために締結した電気の受給契約で別に定めるものをいう。）を締結している照明をいう。
- (2) 自治会等 市内の自治会、町内会、区、校区コミュニティ協議会、防犯協議会支部及び自治会連合会をいう。
- (3) 防犯灯管理グループ 自治会等に属さない2世帯以上の市民で構成された団体をいう。
- (4) マンション管理組合 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）の規定による区分所有者の団体をいう。
- (5) 取替 故障（照明が点灯しなくなり、若しくは点滅し、又はその照度が低下した状態をいう。）又は経年劣化（現に設置されている防犯灯が設置された日（当該日が明らかでない場合にあっては、市長が認めた日）からおおむね9年が経過したことをいう。）により現に設置されているLED灯の防犯灯を新しいLED灯の防犯灯（その消費電力が10ワット以下のものに限る。）に取り替えることをいう。
- (6) 新設 現に設置されている防犯灯から直線でおおむね25メートル以上離れた場所又は市長が特に認めた場合に、LED灯の防犯灯（その消費電力が10ワット以下のものに限る。）を新たに設置することをいう。
- (7) 修繕 周囲の明るさを感じし、自動で防犯灯の点灯及び消灯を行うセンサー（以下「明暗センサー」という。）の不具合を修繕する行為をいう。
- (8) 支部 枚方市防犯協議会が、おおむね市内の小学校の通学区域ごとに設置する当該小学校の名称を冠した防犯協議会支部で市長が認める団体をいう。

(補助金の交付の対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる団体(以下「補助対象者」という。)は、自治会等、防犯灯管理グループ及びマンション管理組合とする。

(補助対象行為)

第5条 補助金の対象となる行為(以下「補助対象行為」という。)は、次の各号のいずれかに該当する行為(補助対象者が防犯灯管理グループ並びに支部に属さない自治会、町内会、区、自治会連合会及びマンション管理組合である場合にあつては、第1号に掲げる行為)とする。

- (1) 取替
- (2) 新設
- (3) 修繕

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、1の年度につき、別表の左欄に掲げる補助対象行為ごとに、同表中欄に掲げる補助対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める上限額(前条第3号に規定する修繕が、同条第1号に定める取替と同時になされた場合にあつては、別表取替の項上限額の欄に掲げる額)と対象経費の実支出額を比較し、いずれか少ない額とする。

(補助金の交付決定に通常要すべき期間)

第7条 補助金の交付決定に通常要すべき期間は、補助金の交付の申込みがあつた日の翌日から起算して30日間とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた補助対象行為について適用する。

別表（第6条関係）

補助対象行為	補助対象者の区分	上限額
取替	自治会等及びマンション管理組合	防犯灯1灯につき22,000円とする。ただし、別に定める当該補助対象者が属する支部毎の予算を限度とする。
	防犯灯管理グループ並びに支部に属さない自治会、町内会、区、自治会連合会及びマンション管理組合	防犯灯1灯につき22,000円かつ1の補助対象者につき22,000円とする。
新設	自治会等及びマンション管理組合	防犯灯1灯につき30,000円とし、専用柱を設置する場合は、これに60,000円を加算する。ただし、前期に交付の申込みがなされた新設にあつては、別に定める当該補助対象者が属する支部毎の予算を限度とする。
修繕	自治会等及びマンション管理組合	防犯灯1灯につき5,000円とする。ただし、別に定める当該補助対象者が属する支部毎の予算を限度とする。

備考

- 1 この表において「前期」とは、4月1日から同年9月30日までの間をいう。
- 2 この表において「後期」とは、10月1日から翌年3月31日までの間をいう。